

定 款

# F F F ホールディングス株式会社 定款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、F F F ホールディングス株式会社と称し、英文ではFFF Holdings Co. Ltdと表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業等を営む会社及びこれに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 洗面台、浴槽、トイレ、ユニットバス、キッチン、管工事資材等の住宅設備機器の製作、販売、修理及び設置工事
- (2) 給水・給湯機器、空調機器、昇降機、消火設備機器の販売、修理及び設置工事
- (3) 給排水衛生設備工事、空調設備工事及び機械器具設置工事の設計、施工、メンテナンス及び請負
- (4) 不動産賃貸の経営及び管理
- (5) 解体工事業
- (6) 産業廃棄物の収集運搬及び処理業
- (7) 経営に関する指導及び助言
- (8) 上記各号に附帯又は関連する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を福岡市に置く。

### (機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

### (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、368,000株とする。

### (自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

### (株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株 主 総 会

### (招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、9名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、その他役付取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

- 第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において

て定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け  
る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議  
によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったこと  
による取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法  
令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取  
締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害  
賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契  
約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役

(員数)

第28条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の  
3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって  
行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の  
ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任  
期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

- 第33条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(中間配当)

- 第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

- 第1条 2025年12月25日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その所有する普通株式1株を10株とする株式分割により、株式の割当を受けができる株主とする。なお、株式分割の効力発生日は2025年12月26日とし、本条は、上記株式分割の効力発生後削除する。

- 第2条 第8条(単元株式数)及び第9条(単元未満株式についての権利)の変更は、2025年12月26日をもって効力を生じるものとし、効力発生日の

経過をもって本条を削除する。

第3条 第15条(電子提供措置等)の新設は、当会社が振替株式(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式)を発行している会社となった日をもって効力を生ずるものとし、その効力の発生日をもって本条を削除する。

以上